これらの取り組みを実施するために

~漁場管理費の問題点と対策~

漁場管理を実施する際、費用面で問題が生じる場合があります。簡単に解決できる問題ではありませんが、より良い釣り場づくりのために、対策を検討していく必要があります。ここではその問題点と対応例を紹介します。

漁場管理費についての問題点



- 漁業法では、監視活動や看板の設置などの漁場管理は積極的な増殖 行為に含まれないとされています。
- 漁業権免許を受けた漁協が、こうした漁場の管理を実施する場合、 放流等のための増殖経費とは別に 予算を確保する必要があります。



● 多くの都道府県では、過去の放流 実績や漁場面積にもとづき増殖の 経費や目標量を算定する仕組みに なっており、これにより定められ た増殖を行うことが漁業権免許を 受けた漁協の義務となります。



このため漁協では義務となる増殖 についての経費確保が最優先され、 漁場管理費の確保が難しくなる場 合があります。

漁場管理費を確保するには

- ある県では、総収入(遊漁料と賦課金行使料の合計)から漁場管理費や組合運営費等を除いた金額の 50%以上を増殖経費とすれば良いと指導しています。
- これにより、漁場管理費を増殖事業費とは別に確保 することができます。
- この県の漁協では、この考えに基づき漁場整備費、 漁場調査費および監視費の確保を行っています。
- ●他の都道府県でも同様の方法を取り入れることは可能と考えられます。
- 増殖経費や目標量の算定基準を見直してもらうための方法はいくつかありますが、都道府県の内水面漁場管理委員会等へ要望書を提出することも1つの手段です※13 (図13)。

※13 都道府県によっては見直しの流れが異なる場合があります。詳細は都道府県の水産担当 部局へ問い合わせてください。

増殖指針や増殖目標量の見直しの流れ(例)

漁協から都道府県の漁業協同組合連合会 (以下、漁連)に要望書を提出



漁連から都道府県の内水面漁場管理委員会 に要望書を提出



内水面漁場管理委員会で審議(可否の決定)